



千葉の原発避難者の集団訴訟 国にも賠償命じる 2審の東京高裁

2021年2月19日 17時39分 NHKニュース

福島第一原子力発電所の事故で千葉県に避難した人たちが訴えた集団訴訟の2審の判決で、東京高等裁判所は、国の責任を認めなかった1審判決とは逆に、国にも賠償を命じました。



原発事故で千葉県に避難した40人余りが国と東京電力に慰謝料などを求める訴えを起こし、1審の千葉地方裁判所は津波対策をとっても原発事故は避けられなかった

として国の責任を認めませんでした。

19日の2審の判決で東京高等裁判所の白井幸夫裁判長は「平成14年に国の地震調査研究推進本部が公表した長期評価に基づいて津波の評価をしていけば、原発の敷地の高さを大きく超える津波が来る危険性があることを認識できた。防潮堤の設置などの対策をとれば、すべての電源を喪失する事態にならなかったと認めるべきだ」と指摘し、1審とは逆に国の責任を認めました。

また「元の居住地へ帰るために暫定的な生活を続けるか、帰るのを断念するかといった、意思決定をしなければいけない状況に置かれること自体が精神的な損害だ」として、避難生活に対する慰謝料だけでなく、生活の基盤が大きく変わったことについても賠償すべきだという判断を示しました。

そのうえで、東京電力と国に対しておよそ2億7800万円の賠償を命じました。

原発事故で避難した人たちなどが国に賠償を求めた集団訴訟の高裁判決は全国で3件目で、国の責任を認める判決は去年9月の仙台高裁に次いで2件目となります。

原告「希望を持てる判決」

判決後の会見で、福島県南相馬市から千葉県君津市に避難した、原告の南原聖寿さんは「昨夜は寝付けなかったが、いい判決が聞けたのでうれしく思います。希望を持てる判決で、びっくりしています」と話していました。

東京電力と原子力規制委がコメント

東京電力は「原発事故により、福島県民のみなさまをはじめ、広く社会のみなさまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることについて、改めて心からお詫び申し上げます。今後、判決内容を精査し、対応を検討してまいります」とコメントしています。また、原子力規制委員会は「事故を踏まえて策定された新規規制基準への適合性審査を厳格に進めていくことにより、適切な規制を行ってまいります」とコメントしています。

原発避難訴訟、国の責任認める 高裁で 2 件目

2021年2月19日 15時50分 朝日新聞 新屋絵理



原発避難者訴訟の控訴審判決で、東京高裁に入る原告ら
=2021年2月19日午後2時16分、東京都千代田区、小木雄太撮影

東京電力福島第一原発事故で千葉県内に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が19日、東京高裁（白井幸夫裁判長）であった。一審・千葉地裁は国の責任を否定して東電にだけ賠償を命じたが、高裁は国と東電の両方に同等の責任を認めた。

原発事故をめぐって避難者が国と東電を訴えた集団訴訟は全国で約30件あり、控訴審判決は今回が3件目。国の責任を認めた判決は昨年9月の仙台高裁に続いて2件目で、国の責任を否定したのは今年1月の東京高裁の1件となった。今後、最高裁が統一判断を示すとみられる。

今回の訴訟の一審・千葉地裁判決は2017年9月に言い渡された。一審では18世帯45人が国と東電に計約28億円を求め、千葉地裁は42人に計約3億8千万円を支払うよう、東電に命じた。

千葉地裁は、政府の「地震調査研究推進本部」が02年に公表した地震予測の「長期評価」に基づけば、遅くとも06年までに原発の敷地の高さを超える津波を予見できたと認めた。

ただ、長期評価には様々な異論があり「確度は必ずしも高くなかった」と指摘し、東日本大震災に伴う実際の津波の規模は想定と全く異なったことも踏まえると、「防止策を講じても防げなかった可能性がある」と判断。国が東電に事故を避ける措置を命じなかった対応は「著しく合理性を欠くとはいえない」として国の責任を否定した。

一方、東電については、「避難者が生活の本拠を失った精神的苦痛」などに対する賠償責任を、国の指針よりも幅広く認定。放射線量が高い「帰還困難区域」だけでなく、かつて避難指示が出された区域からの避難者に対する慰謝料も認めた。

東京高裁での控訴審では 17 世帯 43 人が計約 18 億 9 千万円を請求していた。高裁は長期評価について「相応の科学的信頼性がある」と判断。国は長期評価を公表した 1 年後には事故を回避する措置を取るよう東電に命じることができたと指摘し、規制権限を行使しなかったのは「違法だ」と結論づけた。

原発避難者訴訟では、地裁では 14 件の判決が出ており、国の責任まで認めたのは半分の 7 件と判断が分かれている。（新屋絵理）